

資料編

1. 大分市環境審議会及び審議経過

(1) 委員名簿

① 大分市環境審議会委員

区分	氏名	所属団体等	備考
学識経験を有する者	安田 幸夫	日本文理大学教授	◎会長
	大上 和敏	大分大学准教授	
	高見 徹	大分工業高等専門学校准教授	
	澤口 博人	大分市連合医師会	
	阿部 みどり	大分市薬剤師会	
市議会議員	二宮 博	大分市議会厚生常任委員会委員長	○副会長
	泥谷 郁	大分市議会厚生常任委員会副委員長	
関係行政機関の職員	大西 徹	大分地方気象台	
	阿部 純也	大分中央警察署	
その他市長が 適当と認める 者	上田 耕作	大分商工会議所	
	小森 俊也	大分県経営者協会	
	西塔 賢	大分県工業倶楽部	
	三宮 徹一郎	大分市工業連合会	
	松尾 竜二	連合大分大分地域協議会	
	荒金 一義	自治委員連絡協議会	
	角谷 幹男	自治委員連絡協議会	
	後藤 幸蔵	自治委員連絡協議会	
	松尾 敏生	NPO 法人大分環境カウンセラー協会	
	桑野 恭子	NPO 法人地域環境ネットワーク	

②大分市環境審議会部会委員（大分市環境基本計画改定に係る部会）

氏名	所属団体等	備考
大上 和敏	大分大学准教授	◎部会長
大西 徹	大分地方気象台	
上田 耕作	大分商工会議所	
松尾 敏生	NPO 法人大分環境カウンセラー協会	
桑野 恭子	NPO 法人地域環境ネットワーク	

（２）審議経過

名称	開催日	主な審議内容
第１回環境審議会	平成 28 年 8 月 3 日	・環境基本計画の改定について（諮問） ・環境基本計画改定スケジュールについて ・環境審議会部会の設置について ・環境基本計画（素案）の審議
第１回環境審議会部会	平成 28 年 8 月 24 日	・環境基本計画（素案）の審議 ・部会の改定スケジュールについて
第２回環境審議会部会	平成 28 年 10 月 6 日	・前回の検討事項の確認 ・環境基本計画（素案）の審議
第２回環境審議会	平成 28 年 10 月 28 日	・部会審議の経過報告について ・環境基本計画（素案）の審議
第３回環境審議会部会	平成 28 年 10 月 28 日	・前回の検討事項の確認 ・環境基本計画（素案）の審議 ・パブリックコメントの実施について (11/10～12/9)
第４回環境審議会部会	平成 28 年 12 月 16 日	・環境基本計画（素案）の審議 ・パブリックコメントの結果について ・環境基本計画（答申案）の審議
第３回環境審議会	平成 28 年 12 月 20 日	・部会審議の経過報告について ・パブリックコメントの結果について
第５回環境審議会部会	平成 29 年 1 月 13 日	・環境基本計画（答申案）の審議
第４回環境審議会	平成 29 年 1 月 24 日	・環境基本計画（答申案）の審議

2. 諮問・答申

(1) 諮問

環 対 第 2 7 4 1 号
平成 2 8 年 8 月 3 日

大分市環境審議会
会長 安田 幸夫 殿

大分市長 佐 藤 樹一郎



大分市環境基本計画の改定について（諮問）

大分市環境審議会条例第 2 条の規定に基づき、大分市環境基本計画を改定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申

平成 29 年 1 月 31 日

大分市長 佐 藤 樹一郎 殿

大分市環境審議会
会長 安 田 幸 夫



大分市環境基本計画の改定について（答申）

大分市環境基本条例第 8 条の規定に基づき、平成 28 年 8 月 3 日付け環対第 2741 号にて諮問のありました大分市環境基本計画の改定について、本審議会では慎重に審議した結果、別添のとおりでありますので、下記の意見を付して答申いたします。

記

「大分市環境基本計画」につきましては、前回の平成 20 年 3 月の改定から 8 年が経過し、この間には、平成 23 年 3 月の東日本大震災を契機とした様々な環境問題が顕在化し、国においても、平成 24 年度に「第四次環境基本計画」を策定するなど、環境を取り巻く様々な進展がありました。大分市においても、平成 24 年度に「大分市地球温暖化対策実行計画」を策定し、また平成 26 年 11 月に家庭ごみの有料化制度が開始されるなど、環境行政を取り巻く状況が大きく変化しています。

本審議会では、本計画の改定にあたって、審議会内に部会を設け、部会を中心に審議・検討を重ねてきたところであります。審議にあたっては主に次のことを考慮しました。

一つ目は、大分市環境基本条例第 3 条の 4 つの基本理念を踏まえ、環境像として「いつまでも人と自然が共生し 安心して暮らせるまち おおい た」を定め、その実現に向けて 6 つの基本目標を掲げ、行政、市民及び事業者における取組を記載すること。

二つ目は、本計画の第 4 章「各主体の取組」の「基本目標 5（地球環境）」については、別途策定中の「大分市地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、整合性の取れた内容とすること。また、地球温暖化による災害や感染症の問題の拡大が懸念されるため、気候変動による影響の軽減についての取組も記述すること。

三つ目は、本計画の第4章「各主体の取組」の「目標設定」については、定量的指標を用いて、着実に達成される適正な数値にすべきであること。

四つ目は、本計画の第5章「重点的な取組(リーディングプロジェクト)」については、第4章「各主体の取組」との繋がり、位置づけのわかる内容にすべきであること。また、第5章の中でも「生物多様性保全プロジェクト」に関しては、生物多様性国家戦略に基づいた柱立てを行い、取組の方向性の一致を図ること。

五つ目は、第6章「計画の推進」については、本計画の実効性を確保し、効果的な推進を行うものとする。

六つ目は、各主体の取り組むべき環境配慮事項をまとめた第7章「環境配慮指針」を活用し、市民及び事業者に対して周知に努めること。また、本計画の理解を促すため、特に専門的な用語については注釈を入れ分かり易くすること。

以上のことを踏まえ、別添の答申といたしました。

市においては本答申を尊重いただき、「大分市環境基本計画(第三次)」を策定されるとともに、その実効性が担保されるよう市、市民及び事業者との協働により、各種の環境施策が推進されることを期待するものであります。

3. 大分市環境基本条例

平成 18 年 12 月 18 日

条例第 50 号

私たちが住む大分市は、緑深き山々、水量豊富な大野川、大分川、豊穡な豊後水道に面した美しい海岸線などすばらしい自然や景観に恵まれている。また、古くから瀬戸内海の海路に通じる要衝として人々が盛んに交流し、優れた歴史的・文化的遺産と固有な風土が形づくられるとともに、新産業都市の指定を受けて以来、国内でも有数の工業都市として発展している。

一方、資源やエネルギーを大量消費する現在の社会経済システムの中、私たちは快適で便利な生活を享受しているが、事業活動や日常生活における活動の拡大に伴う環境への負荷の増加が原因で、地域においては廃棄物の処理、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の問題、また、地球規模では、地球温暖化、オゾン層の破壊、砂漠化等さまざまな問題が生じ、生物の生存基盤である地球の環境が脅かされるに至っている。

私たちは、自らが引き起こしたこれら環境問題の解決を図り、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承していくことが、私たちに課せられた重要な責務であることを認識し、一人ひとりがこれまでの利便性と物質的な豊かさを優先させてきた社会経済活動や生活様式を見直し、人と自然が共生する環境優先へとその意識の転換を図っていくことが必要であると考えます。

こうした決意のもと、市、事業者、市民がそれぞれの立場で、また相互に協力して環境問題の解決に努めることにより、人々が良好な環境の中、心の豊かさをはぐくみ質の高い生活を営むことができる社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びにその環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境を有する本市の特性を活かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、環境に配慮した持続可能な社会が構築されるよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、すべての者がそれぞれの事業活動及び日常生活において、これを自らの課題として環境に配慮した行動を行うことにより、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)の通り、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有す

る。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制等を進めることにより、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、地域の構成員として、地域の環境の保全及び創造に貢献するよう努めなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制等を進めることにより、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第 7 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 水や緑に親しむことのできる生活空間の形成、地域の特性を活かした景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用等が推進されること。

(5) 環境への負荷の低減が図られるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。

(6) 環境の保全及び創造を行うに当たって、市、事業者及び市民が協働して取り組むことのできる仕組みが構築されること。

(7) 地球環境保全が推進されること。

(環境基本計画)

第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「大分市環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 大分市環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の基本的方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、大分市環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、大分市環境審議会条例(平成 6 年大分市条例第 7 号)第 1 条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、大分市環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、大分市環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 9 条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(事業に係る環境配慮)

第 10 条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努め

るものとする。

(規制の措置)

第 11 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(協定の締結)

第 12 条 市長は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結するものとする。

(経済的措置)

第 13 条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるように誘導するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導する措置について、その効果、影響等を調査し及び研究するものとする。

(環境の保全及び創造に関する事業の推進)

第 14 条 市は、公共下水道、公共的な廃棄物の処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第 15 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を行うものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興等)

第 17 条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進等)

第 18 条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う環境美化活動、生活排水浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷を低減するために行う環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定及び計画の作成、その計画の実施及び実施体制の整備並びにこれらの実行状況の点検等からなる環境の管理が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第 19 条 市は、第 17 条に規定する環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興等並びに前条第 1 項に規定する事業者、市民又は民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の協働)

第 20 条 市、事業者、市民及び民間団体は、協働して環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 21 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 22 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 23 条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするための報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた地球環境保全に関する行動の指針を定め、これに基づく行動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、地球環境保全において、地球温暖化対策が果たす役割の重要性にかんがみ、事業者、市民及び民間団体と協働して地球温暖化対策を推進するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている環境の保全及び創造に関する基本的な計画であって、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第 8 条第 1 項の規定により定められた大分市環境基本計画とみなす。

4. 目標設定に係る環境基準等

(1) 「環境目標3－(1) 良好な水・土壌環境を維持します」指標における環境基準

●河川的环境基準（生活環境の保全に関する基準）

河川的环境基準達成率は、[環境基準達成水域数(BOD)／全水域数×100(％)]で求める。

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

●海域的环境基準（生活環境の保全に関する基準）

海域的环境基準達成率は、[環境基準達成水域数(COD)／全水域数×100(％)]で求める。

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級・水浴・自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級・工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考 1 水産1級のうち、生食用原料力キの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL以下とする。

(2)「環境目標3－(2) 良好な大気環境を維持します」指標における環境基準

●大気汚染物質の環境基準 [全6項目]

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

●有害大気汚染物質の環境基準 [全 4 項目]

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

●ダイオキシン類の環境基準 [全 1 項目]

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

(3)「環境目標3－(3)騒音・振動を防止します」指標における環境基準

●一般地域における騒音の環境基準

一般地域における騒音の環境基準達成率は、

[環境基準達成地点数/全測定地点数×100(％)]で求める。

地域の 類型	基 準 値		備考 1. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 2. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 3. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
	昼 間	夜 間	
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

(注) 時間の区分 昼間:午前6時～午後10時 夜間:午後10時～翌日の午前6時

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

●道路に面した地域における騒音(自動車騒音)の環境基準

道路に面した地域における騒音(自動車騒音)の環境基準達成率は、

[環境基準達成戸数/評価対象戸数×100(％)]で求める。

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値		備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。
昼 間	夜 間	
70デシベル以下	65デシベル以下	

5. 環境基本計画（第二次）実施状況

大分市環境基本計画(第二次)(平成20年3月策定)の平成27年度実施状況について整理した。

環境目標	指標	平成28年度 目標値	平成27年度実施状況
豊かな自然や 生き物を大切にします	農産物認証制度 取得農業者数	200人	183人
人と自然との 豊かなふれあいを 進めます	自然体験学習会	年間20回以上	62回
	「自然の生き物とのふれあい」 についての満足度	43%	平成27年アンケート調査結果 42.0%
緑に恵まれた 環境づくりを進めます	「みどりとのふれあい」 についての満足度	59%	平成27年アンケート調査結果 58.8%
水辺に親しむ 環境づくりを進めます	「水辺とのふれあい」 についての満足度	40%	平成27年アンケート調査結果 39.6%
個性あるまちなみ 景観をつくります	「まちの美しさとゆとり」 についての満足度	50%	平成27年アンケート調査結果 42.9%
歴史・文化を 大切にします	「歴史的・文化的雰囲気」 についての満足度	52%	平成27年アンケート調査結果 43.2%
良好な大気環境を 維持します	大気汚染物質 (二酸化窒素等)	環境基準の達成	SO ₂ 、NO ₂ 、CO、SPMは、全測定局で環境基準達成 光化学オキシダントは、全測定局で環境基準未達成
	有害大気汚染物質 (ベンゼン等)		6地点で年12回調査を実施し、全地点で環境基準を達成 (一般環境1地点、固定発生源周辺3地点、沿道2地点)
良好な水環境を 維持します	河川水質	環境基準の達成	市内河川35地点で調査 環境基準達成 (BOD75%水質値) : 35/35
	海域水質		別府湾等の9水域14地点で調査 環境基準達成 (COD75%水質値) : 13/14
	地下水質		市内26地点で調査 環境基準達成 : 17/26
	河川及び河川底質、地下水、 土壌のダイオキシン類		河川10地点で調査 環境基準達成 : 10/10 河川底質5地点で調査 環境基準達成 : 5/5 地下水12地点で調査 環境基準達成 : 12/12 土壌5地点で調査 環境基準達成 : 5/5
騒音・振動を 防止します	一般地域における 生活環境騒音	環境基準の達成	6地点で測定 環境基準達成 : 6/6
	自動車交通騒音における 生活環境騒音	環境基準の達成 及び 要請限度の達成	主要幹線道路28地点で測定 環境基準達成 : 22/28 要請限度達成 : 28/28
	道路交通振動における 生活環境振動	要請限度の達成	主要幹線道路28地点で測定 要請限度達成 : 28/28

環境目標	指標	平成 28 年度 目標値	平成 27 年度実施状況
ごみの減量化・ リサイクルを進めます	ごみ排出量 (一般廃棄物)	146,789t	158,298 t
	リサイクル率 (一般廃棄物)	39.2%	21.9%
	最終処分率	3.1%	6.2%
水・エネルギーの 有効利用を進めます	「エネルギーを大切にす る行動」についての取組率	71%	平成27年アンケート調査結果 75.6%
地球環境に配慮した 取組を進めます	民生(家庭)部門における 二酸化炭素排出量	10%削減	平成16年度比： 75%増(平成25年度実績)
	民生(業務)部門における 二酸化炭素排出量	13%削減	平成16年度比： 59%増(平成25年度実績)
	運輸(自動車)部門における 二酸化炭素排出量	22%削減	平成16年度比： 5%増(平成25年度実績)
教育・学習を進めます	環境学習会・講演会	年間10回以上	講演会：1回、出前授業：6回、 環境とリサイクル講座：32回 計39回
協働の体制づくりを 進めます	こどもエコクラブ登録数	30クラブ	11クラブ
	ボランティア清掃団体 登録件数	180団体	209団体

6. 用語解説

【英字】

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。数値が高い程水中の有機物量が多く、汚濁が進んでいることを示す。

COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海域や湖沼の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。数値が高い程水中の有機物量が多く、汚濁が進んでいることを示す。

COOL CHOICE

2030 年度の温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策のためのあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

COP

気候変動枠組条約締約国会議（Conference of the Parties）の略称であり、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場のこと。国連気候変動枠組条約に基づき 1995 年から毎年開催されている。

CSR

企業の社会的な責任（Corporate Social Responsibility）の略。企業は社会的な存在であり、自社の利益を追求するだけでなく、社会的な側面（法律の順守、環境保護、人権擁護、労働環境、消費者保護など）にも責任を有するという考え方。

ESD

持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）の略称。

地球上の資源の有限性を認識し、自らの考えを持って、新しい社会秩序を形成していく、地球的な視野を持つ市民の育成を目指した教育のこと。

LED 照明

発光ダイオード（Light Emitting Diode）を光源に使用した照明器具。白熱電球や蛍光灯に比べ長寿命で、消費電力が少ない。

PM2.5

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1）以下の小さな粒子のこと。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

【あ行】

アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物のこと。軟らかく、耐熱・耐磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていたが、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になる可能性がある。

一酸化炭素

CO のこと。燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。人体には非常に有毒で、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の運搬機能を阻害するほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。

一般環境大気測定局

工場・事業場や自動車等の発生源の影響を直接受けない住宅地等の一般的な生活空間における大気汚染物質を測定するもの。一般環境大気測定局では、環境基準が設定されている二酸化硫黄（ SO_2 ）、二酸化窒素（ NO_2 ）、微小粒子状物質（PM2.5）等を測定している。

一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や生活雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

エコアクション 21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法として環境省が設けた環境活動評価プログラムのこと。

エコスクール

環境負荷の低減や自然との共生を考慮して整備された学校施設のことであり、学校教育だけでなく、地域の環境教育の実践の場として活用するもの。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術。主な内容は、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

大分エコライフプラザ

広く市民の方に見学や、体験教室などの各種施設利用を通じ、気軽に楽しみながらエコに触れてもらうための施設。2007 年、福宗環境センターのリサイクルプラザ敷地内にオープン。

大分県リサイクル認定製品

廃棄物の減量及び資源の有効利用に役立つと認められるものとして、大分県より認定された製品のことで。

大分市環境基本条例

現在及び将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、環境の保全及び創造について、基本理念、事業者・市民・市の責務、基本的施策等を定めた条例。2007 年 1 月施行。

大分市環境美化に関する条例

都市環境の浄化及び美化について必要な事項を定めることにより市、市民及び事業者が一体となって、清潔で美しく緑豊かなまちづくりを目指すことを目的とする条例。1986 年 10 月施行。

大分市環境保全活動団体登録制度

市内を中心に様々な環境保全活動（地球温暖化対策、自然保護・自然観察、環境教育、環境美化、リサイクル等）を行っている団体等が任意により「大分市環境保全活動団体」として登録する制度。各環境団体の設立目的や活動内容等を取りまとめ、大分市ホームページ等で広く市民に知らせることにより、各環境団体の活動を推進することを目的とする。

大分市景観条例

良好な景観の形成に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにすると

もに、景観法の規定に基づく景観計画の策定その他の景観に関する施策の実施について必要な事項を定める条例。2007 年 3 月施行。

大分市ごみ拾いパートナー登録制度

市民による地域の美化活動を推進するため、制度に登録をした団体または個人に対して、市内の公共の場所をごみ拾いする際に、ボランティア専用のごみ袋を交付する制度。

大分市災害廃棄物処理計画

地震等により発生する膨大な災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、早期に市民の生活基盤を復旧・復興させるとともに、生活環境の改善を図るため、災害廃棄物処理に関する本市の基本的考え方、処理方法や処理手順を示す。2017 年 3 月策定。

大分市自然環境調査報告書

大分市の保全すべき自然環境の種類、生物の生育・生息場所、価値などを明らかにし、大分市の優れた自然環境を保全していくための指針として活用することを目的に作成されたもの。

大分市人材バンク

市民の力をまちづくりに活かすために、生涯学習指導者やボランティアグループ、NPO 法人など、市の各部局等で保有する、優れた知識や経験を有する個人や団体の活動状況などの人材情報を、広く市民にインターネット上で提供するシステム。

大分市総合計画「おおいた創造ビジョン 2024」

総合計画は、大分市の行政運営の最上位計画に位置付けられ、めざすまちの姿（都市像）に「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」を掲げ、その実現のための施策の方向性を定めている。総合計画は、基本構想と基本計画で構成されている。2016 年 6 月改定。

大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

市民・事業者・行政等幅広い主体が、それぞれの責任と役割を認識し、協働により温室効果ガスの排出を抑制し、低炭素社会実現への取組を進める計画である。2017 年 3 月改定。

なお、本市の事務・事業にかかる温室効果ガス排出抑制に関する取組については、「大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し推進している。

大分市地産地消サポーター制度

市内外を問わず、地元大分市産の食材の積極的な活用や購入、情報発信などにより、大分市の農林水産業を応援していただける個人又は団体をサポーターとして市が登録する制度。

大分市都市計画マスタープラン

広域的な視点で都市計画の方針を定め、住民の身近な視点に立ったまちづくりの将来ビジョンを定めたもの。都市づくりの目標や全体構想、地区別構想などを定めている。2016年7月一部改訂。

大分都市広域圏

国が提唱する「連携中枢都市圏構想」に基づき、大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町の7市1町が各市町の一体的かつ持続的な発展を図るために形成した圏域。圏域内経済の発展と都市環境の整備、住民の生活機能の確保や充実を図るため、圏域内の自治体と連携し各種取組を推進していくもの。

おおいた優良産廃処理業者評価制度

廃棄物処理法に準ずる独自の優良業者評価制度を設け、基準に適合する処分業者を認定・公表することにより、適正処理に向けた処分業者の全体的なレベルアップを図る制度。

汚水処理人口普及率

下水道、集落排水施設、浄化槽及びコミュニティプラント等の各汚水処理施設を利用できる人口を、総人口で除して算定した、汚水処理施設の普及状況を示す指標。

オゾン層

地球上のオゾンの大部分は成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。

このオゾン層が冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品製造時の洗浄剤、スプレーの噴射剤などに使用されてきたフロンなどの人工化学物質によって破壊されていることが明らかになっている。

汚濁負荷量

水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、リン等の河川水を汚濁する物質の総量を示し、汚濁負荷量＝水質×水量によって算定する。

温室効果ガス

温室効果をもたらす気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほか、フロンガス等の大気中濃度が人為的な活動により増加傾向にある。地球温暖化対策の推進に関する法律では、温暖化防止のため、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）のほか、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）が削減対象の温室効果ガスと定められた。

【か行】

外来生物被害予防三原則

外来生物による被害を予防するために、一人ひとりがとるべき姿勢を表したスローガン。外来生物を「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の三原則からなる。

家庭用燃料電池（エネファーム）

都市ガス、LPガスなどのエネルギーから取り出した水素と、空気中の酸素を化学反応させて、お湯と電気を作る機器。

使う場所で発電し、発電時に発生した熱を利用するので、エネルギーのロスが少なく、有効に使うことができる。

環境基準

環境基本法の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康の保護及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準が定められている。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進などに必要な事項を定めた法律。

環境騒音

観測しようとする場所における工場・事業場の騒音や生活騒音等の人の活動により発生する騒音のこと。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

かん養

森林の土壌がもつ機能で、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される機能のこと。

気候変動の影響への適応計画

気候変動の影響への適応を計画的かつ総合的に進めるために政府として初めて策定した計画（2015年11月27日閣議決定）。気候変動の影響への適応策の推進を通じて社会システムや自然システムを調整することにより、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指している。

きれいにしょうえおおいた推進事業

道路などの公共空間をボランティアでごみ拾いする団体に対して、清掃道具（ごみ袋・軍手・帽子など）の貸し出しや、ボランティア活動保険に加入するなど、市民と行政が協働して大分市を「日本一きれいなまち」にしようとするもの。

クールビズ・ウォームビズ

クールビズとは、地球温暖化防止の一環として、夏の冷房設定温度を28℃にし、涼しい服を着用する夏のビジネススタイルのこと。ウォームビズとは、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度の20℃にし、暖かい服を着用する秋冬のビジネススタイルのこと。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

下水処理水（再生水）

下水処理水は、家庭や工場・事業場から生じる汚水を終末処理場で海や河川等に放流できる水質に処理した水のこと。再生水は、下水処理水を再利用の用途に応じた水質に処理した水のこと。

建築材料等に係るトップランナー制度

エネルギー消費機器の製造・輸入事業者に対し、3～10年程度先に設定される目標年度

において最も優れた機器の水準に技術進歩を加味した基準（トップランナー基準）を満たすことを求め、その達成状況を国が確認する制度。

コージェネレーション

発電に伴って排出される熱エネルギーを、冷暖房など他用途にまわして活用するエネルギー供給システムのこと。無駄になるエネルギーを減らし、エネルギー効率を上げることができる。

公害防止協定

地方公共団体等と公害発生企業との間に、公害防止を目的に締結される協定。これは、法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示等を内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な公害防止対策の手段として広く用いられている。

光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線を受け光化学反応を起こして作り出される物質の総称。光化学オキシダント濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼ぶ。

公共用水域

水質汚濁防止法によって、定められた公共利用のための水域や水路のこと。河川、湖沼、港湾、沿岸海域及びこれに接続する水路をいう。ただし、終末処理場に接続する公共下水道は除く。

こどもエコクラブ

次代を担う子どもたちが地域の中で主体的に、地域環境・地球環境に関する学習や活動を展開できるように支援するため、1995年に当時の環境庁が主体となり発足した事業。（公財）日本環境協会に全国事務局を置き、市区町村の環境行政担当課がコーディネーターとして登録などの役割を担う。

コンポスト容器

家庭から出る生ごみなどを土壌中の微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥化する容器のこと。本市では、コンポスト容器とボカシ容器の無料貸与を行っている。

【さ行】

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油、石炭等

の化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

最終処分率

排出されるごみのうち、最終的に最終処分場に搬入されたごみの割合を示す。

産業廃棄物

廃棄物処理法により定められている、事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在 20 種類の産業廃棄物が定められている。

酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)などが大気中で酸化されて硫酸や硝酸となり、それらが雨などに取り込まれた形、あるいは直接、ガス、エアロソルの形で酸が地上に到達することをいう。

資源循環型農業

市民生活及び農業で発生する有機性資源をごみとして廃棄するのではなく、利用できるものは再び農業用資源として利用する仕組み。

循環型社会

地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われる。2000 年に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義している。

浄化槽

トイレのし尿と併せて台所や風呂の生活雑排水を処理して、終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備で、「合併浄化槽」を指す。なお、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」はみなし浄化槽と分類している。市町村の設置するし尿施設は含まない。

自立分散型エネルギーシステム

従来の系統電力に頼ることなく、再生可能エネルギーなど地域内で調達することのできるエネルギーを用い、そのエネルギーについて

も多様な供給源を用いるシステムのこと。災害時など系統電力が使用できない場合においても、地域内で必要とされるエネルギー源を確保できる。

森林セラピーロード

科学的な証拠に裏付けされた森林浴効果である森林セラピーが体験できる森林道。

水素エネルギー

水素を原料として生産されるエネルギーの事を指す。水素は水やバイオエタノールなど、様々な原料から取り出せるため、現在、水素を利用したエネルギーに注目が集まっている。

水素社会

水素を主要なエネルギー源として日常生活や産業活動に利活用する社会のこと。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。今回の計画は、1995 年、2002 年、2007 年、2010 年に続く第五次の計画となっている。

増殖礁

自然石やコンクリートブロック、貝殻や石材を詰めたかご等のこと。漁場に設置し、水産資源を増やす。

【た行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)の総称である。また、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼ぶ。

第四次環境基本計画

政府の環境施策の大綱を定める環境基本計画は、環境基本法に基づいて定められ、今回の計画は、1994 年、2000 年、2006 年に続く第四次の計画となっている。環境基本計画は、政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民をはじめ、多様な主体の役割についても示している。2012 年 4 月閣議決定。

地域材

大分県内の森林から産出された原木を製材した木材、もしくは県内の加工業者等から供給された国産材のこと。

地球温暖化対策おおいた市民会議

市民、事業者、行政が、家庭・事業所・地域において主体的に、また協働して温室効果ガス削減対策に取り組むために 2007 年 12 月に設立。環境負荷低減行動や省資源・省エネルギー行動、緑化活動など身近な温室効果ガス削減対策に向けた取組を実践、展開している。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された生産物や資源(農林水産物やエネルギーなど)をその地域で消費することを意味する概念。

長期優良住宅

長期にわたって良好な状態を保てるよう講じられた建築物として行政が認定した優良な住宅のこと。

低炭素建築物

市街化区域内の建築物で、二酸化炭素の排出の抑制に資するものとして行政が認定した建物のこと。

テレメータシステム

測定データ(電気信号)を、電話や無線にのせて、監視センターに一定の時間間隔で自動送信することにより、監視センターで現地の状況を「オンライン・リアルタイム」で集中監視するために用いられる「遠隔自動データ収集装置」のこと。大気汚染の「常時監視」を行うための根幹となるシステム。

電力のピークカット

電力需要のピーク時間帯の熱源動力負荷をカットすること。ピーク時はおおむね昼から午後にかけてであり、ピーク需要を減らすことは、二酸化炭素排出量の多い石油火力発電所の電力を減らすことにつながる。

特定外来生物

本来の生息、生育地以外の地域から人為的に運ばれた生物(外来生物)の中で、生態系や人的、農林水産業等へ深刻な被害を及ぼす恐れのあるものとして国が指定した外来生物。

土壌汚染対策法

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。2002 年 5 月制定。

【な行】

二酸化硫黄

SO₂ のこと。腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。不純物として石炭中、原油中に含まれる硫黄の酸化によって燃焼時に発生する。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出する。二酸化硫黄そのものが大気汚染物質であるほか、酸性雨の原因物質でもある。人体への影響としては、高濃度で呼吸器に影響を及ぼす。

二酸化窒素

NO₂ のこと。窒素の酸化物で赤褐色の気体。発生源はボイラーなどの「固定発生源」や自動車などの「移動発生源」の燃焼過程である。二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質でもある。人体への影響としては、高濃度で呼吸器に影響を及ぼす。

燃料電池自動車

燃料電池を搭載し、燃料を直接電気エネルギーに変換して、電気によって駆動される自動車のこと。水素と酸素の化学反応によって生じるエネルギーを利用する方式が主になっている。

農産物認証制度

国の法やガイドライン、県や JA 等の基準により化学肥料及び化学農薬の低減や土づくりによる農産物の生産方式に対して農家や農産物を認証する制度のこと。

【は行】

ばい煙

工場などで燃料(石油など)などを燃やしたときに発生する「すす(煤)」や「煙」のこと。

大気汚染防止法第 2 条では、物の燃焼、合成、分解、あるいは熱源としての電気の使用等に伴い発生するものとして硫酸酸化物、ばいじん、有害物質がばい煙として指定されている。ばいじんとは、ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物のこと。

バイオマス発電

家畜の糞尿、食品廃棄物、建築廃材、林地残材などの生物資源(バイオマス)で「直接燃焼」や「ガス化」して発電する方法。

パリ協定

2015 年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された地球温暖化対策の国際的枠組み。全ての国が参加し、世界共通の長期目標として気温上昇を産業革命前から 2℃未満に抑える目標が設定された。2016 年 11 月発効。

飛灰

ごみなどを燃やして処理する時に発生する灰のうち、排ガス中に浮遊する灰のこと。焼却炉の底などから排出される主灰、いわゆる焼却灰と区別してこのように呼ぶ。

副生水素

工場における製品の製造工程で、副次的に発生する水素のこと。

浮遊粒子状物質

SPM のこと。大気中に存在する粒子状物質のうち、粒子の直径（粒径）が $10\mu\text{m}$ （0.01mm）以下の非常に細かな粒子と定義されており、その小ささのため軽いので、すぐには落下せずに大気中に浮かんて（浮遊して）いる。

発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。

プラグインハイブリッド自動車

外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時に CO_2 や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ。

フロン

フルオロカーボン（炭素とフッ素の化合物）のことを一般的にフロンという。そのうち、CFC（クロロフルオロカーボン）と HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質である。また、HFC（ハイドロフルオロカーボン）のことを一般に「代替フロン」といって、オゾン層は破壊しないものの、代替フロンは二酸化炭素の約百倍～1 万倍以上もの温室効果があり、地球温暖化の原因になるとして問題となっている。

粉じん

空気またはガスなどに含まれている固体の粒子のこと。

大気汚染防止法では、物の破碎、選別その

他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質。

ベンゼン

水に溶けにくく、各種溶剤と混合しよく溶けるため、かつては工業用の有機溶剤として用いられた。揮発性、引火性が高い。自動車用のガソリンに含まれ、自動車排出ガスからも検出される。

ポートフォリオ分析

ポートフォリオ分析とは、顧客満足度調査等で用いられる分析手法の一つ。製品やサービスの満足度と期待度を 2 次元のグラフの中に配置することにより、製品やサービスの優先的改善項目を明らかにする分析手法。今回は、大分市の環境に関する重要度・満足度を調べるアンケートの分析として用いた。

【ま行】

まち・ひと・しごと創生法

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした法律。

緑のカーテン

アサガオ、ゴーヤ等の植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。

未利用エネルギー

廃棄物エネルギーや工場などからの排熱エネルギー、下水や河川などの温度差エネルギーなど、これまであまり利用されていなかったエネルギーの総称。

モビリティ・マネジメント

一人ひとりのモビリティ（移動）が、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策。

【や行】

有害大気汚染物質

大気汚染防止法で、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」と定義された物質。現在、健康リスクがある程度高いと考えら

れる物質（優先取組物質）が23種類選定されている。

有害鳥獣

人畜や農作物などに被害を与える鳥獣のこと。イノシシやカラスなど。

有価物集団回収運動

家庭から出される古紙・布類・缶・びん・ペットボトル・廃食用油などを、子ども会・自治会・老人会等の団体が日時を決めて回収し、有価で業者に渡すこと。

有租地面積

旧地租法で、地租を課せられた土地。

要請限度

騒音規制法や振動規制法において、市町村長は自動車騒音・道路交通振動の測定をし、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して交通規制等の措置を講じるよう要請することができる。この判断基準となる値。

【ら行】

リサイクル率

廃棄物や不要品の排出量に対する再使用、再生利用の割合を示す。

レッドデータブックおおいた 2011

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、「レッドデータブックおおいた」（2001 年）の内容見直しの調査を行い公表したもの。大分県の絶滅のおそれのある野生生物（野生動植物）の現状と、その保護の必要性について県民や事業者に理解を求め、生物多様性の保全を図ることを目的としている。

本計画に掲載の写真の一部には、「大分市きれい 100 選」を使用しております。